

平成24年度椎葉村財政健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

健全化判断比率	平成24年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	15.00%	
②連結実質赤字比率	—	20.00%	
③実質公債費比率	11.3%	25.0%	
④将来負担比率	0.2%	350.0%	

平成24年度椎葉村公営企業会計における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
国民健康保険病院事業会計	—	20.0%	
簡易水道事業会計	—	20.0%	
電気事業会計	—	20.0%	